

◎お問い合わせ先について

事業所税に関するお問い合わせは、広島市役所
財政局税務部市民税課法人課税係までお願いします。

広島市役所財政局税務部市民税課
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
法人課税係 082-504-2093(直通)

◎納付場所

[金融機関の名称は、平成25年12月1日現在のものです。
その後の名称の変更がある場合は、読み替えてください。]

1 全 店 舗

- (銀 行) 広島、伊予、愛媛、西京、山陰合同、
四国、新生、中国、鳥取、
西日本シティ、百十四、みずほ、
三井住友、三菱東京UFJ、もみじ、
山口、りそな
- (信託銀行) 住友、みずほ、三菱UFJ
- (信用金庫) 吳、広島
- (信用組合) 広島県、広島市、広島商銀
- (農業協同組合) 安芸、広島市
- (その他の) 商工組合中央金庫、中国労働金庫、
広島県信用漁業協同組合連合会

2 中国5県内の店舗

- (銀 行) ゆうちょ(郵便局を含む。)

3 広島県内の店舗

- (銀 行) あおぞら、福岡
- (信用組合) 朝銀西

4 広島市役所税務部市民税課、市税事務所、税務室、 収納対策部及び区役所出張所

◎延滞金について

延滞金は、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(全額が2,000円未満の場合はその全額を、全額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数金額は切り捨てます。)に年14.6%^(注1)

(法定納期限の翌日から別表の区分に応じた期日までの期間及びその翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%^(注2))の割合を乗じて算出します。

ただし、算出した延滞金が1,000円未満の場合にはその全額を、全額が1,000円以上の場合でも100円未満の端数金額は切り捨てます。

別表

申告等の区分	期日
法定納期限内の申告	申告期限日
法定納期限後の申告	申告した日
修正申告	修正申告した日
更正・決定	更正・決定通知書に記載された納期限

(注1) 平成25年12月31日までの期間については年14.6%の割合となり、平成26年1月1日からの期間については、特例基準割合(※)が年7.3%の割合に満たない場合は、特例基準割合に年7.3%を加算した割合(特例基準割合が年7.3%以上の場合は、年14.6%)になります。

(注2) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合(この割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)となります。平成26年1月1日からの期間については、特例基準割合に年1%を加算した割合(この加算した割合が年7.3%以上の場合には年7.3%の割合)となります。

※ 年別の「特例基準割合」については、広島市ホームページをご覧になられるか、市役所税務部市民税課法人課税係にお問い合わせください。

◎滞納処分について

督促状を発した日から起算して11日目までに、税金や延滞金を完納されない場合には、滞納処分を受けることになります。